



GROWTH

2025 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社アルファクス・フード・システム  
代表者名 代表取締役社長 藤 井 由 実 子  
(コード番号：3814 東証グロース)  
問合わせ先 常 務 執 行 役 員 菊 本 健 司  
電 話 番 号 0 8 3 6 - 3 9 - 5 1 5 1  
U R L <https://www.afs.co.jp/>

## 2025 年 9 月期半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を中国財務局に提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 対象となる半期報告書

第 32 期 (2025 年 9 月期) 半期報告書 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

#### 2. 延長前の提出期限

2025 年 5 月 15 日

#### 3. 延長が承認された場合の提出期限

2025 年 7 月 24 日

#### 4. 提出期限延長の必要と理由

当社は、2025 年 5 月 8 日付「特別調査委員会の設置及び 2025 年 9 月期第 2 四半期 (中間期) の決算発表延期に関するお知らせ」にて公表しておりますように、外部からの指摘を受け、周辺サービス事業における配膳ロボットに関する売上計上 (以下「本件会計処理」といいます。)につき、社内調査を進めた結果、一部に疑義があることを認識いたしました。

上記の疑義を認識したこと及び外部からの指摘事項も踏まえ、これらの事実経緯の調査及び会計処理の適切性の検証には相応の時間を要する事態となったことを受け、当社は、過年度の決算に関しても検討すべき事態が生じたものと判断いたしました。また、より詳細かつ正確に事実経緯を把握し、本件会計処理の妥当性等に関する深度ある調査、検証を実施するためには、調査の客観性・独立性を担保した特別調査委員会を設置する必要があると判断したため、当社とは利害関係を有しない外部の専門家で構成される特別調査委員会を設置いたしました。

特別調査委員会による事実経緯の調査及び過年度を含む会計処理の適切性の検証には一定の時間を要するものと見込んでおり、特別調査委員会による本件会計処理等の全容解明後、半期報告書の作成及び調査結

果により必要となる作業並びにそれらに関する監査法人による期中レビューの結論の表明をするため追加的なレビュー手続の実施時期を考慮すると、本来の提出期限である 2025 年 5 月 15 日までに第 32 期（2025 年 9 月期）半期報告書を提出することができないと判断し、やむなく、提出期限の延長申請を行うことといたしました。

なお、当社は 2025 年 5 月 8 日付「会計監査人の異動に関するお知らせ」にて公表しておりますように、当社会計監査人に就任予定であった監査法人やまぶきから、2025 年 5 月 7 日付で「就任辞退届」を受領し、本日時点で一社会計監査人との監査契約の締結には至っておりませんが、引き続き、可及的速やかに一社会計監査人の選任を行うべく手続を進めてまいります。

今後、特別調査委員会を中心に、本件会計処理の指摘事項についての事実経緯の調査及び会計処理の適切性の検証等を調査いたしますが、現状では、特別調査委員会により行われるより詳細かつ正確な事実経緯の把握、本件会計処理の妥当性等に関する深度ある調査、検証（なお、特別調査委員会による調査の終了は、2025 年 6 月中旬を予定しております。）に加え、並行して行われる監査法人による追加的なレビュー手続及び第 32 期（2025 年 9 月期）半期報告書に係るレビュー報告書の受領のため約 30 日程度が必要であると見込まれております。

したがいまして、法定期限である 2025 年 5 月 15 日には間に合わず、やむを得ず第 32 期（2025 年 9 月期）半期報告書の提出期限を 2025 年 7 月 24 日に延長していただくことを申請させていただいた次第です。

## 5. 今後の見通し

当社は、一社会計監査人の選任に向けて最善を尽くしてまいります。一社会計監査人が決まり次第速やかにお知らせいたします。

また、今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

株主・投資家の皆様及びお取引先をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますこと深くお詫び申し上げます。

以 上